

QT PRO フレックスモビリティ利用規約

株式会社 QTnet（以下「当社」といいます。）は、当社が販売店となり、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「メーカー」といいます。）から提供を受けて契約者に QT PRO フレックスモビリティ（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、次のとおり「QT PRO フレックスモビリティ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第 1 条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 「当社等」とは、当社及びメーカーをいいます。
- ② 「メーカー等」とは、メーカー及びメーカーへのサービス提供事業者をいいます。
- ③ 「利用契約」とは、本規約に基づき当社と契約者間で締結される本サービスの利用契約をいいます。
- ④ 「契約者」とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。

第 2 条（利用規約）

本規約は、本規約を適用することを明示して締結された利用契約に適用されます。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守し、また、本サービスを従業員等に利用させる場合には当該従業員等に本規約を遵守させなければなりません。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。なお、本規約が変更された場合には、利用契約には変更後の利用規約が適用されます。
4. 当社は、前項の変更を行う場合、変更後の利用規約の内容及び変更となる時期を、契約者に通知又は当社ホームページに掲載します。ただし、契約者に不利益を生じさせる内容が無いと当社が判断した場合および、やむを得ない事由がある場合には、予告期間をおかず、直ちに変更します。

第 3 条（利用契約の成立）

利用契約は、利用契約の締結を希望する者（以下「申込者」といいます。）が、本規約の内容を承諾した上で当社所定の利用申込書に契約者名、申込数量等の当社が定める項目を記入のうえ当社に提出し、当社が承諾したときに成立します。なお、申込者が利用申込書を当社に提出した時点で、当社は、申込者が本規約の内容を全て承諾しているものとみなします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 利用申込書に記入漏れ、誤記等があるとき
 - ② 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - ③ 申込者が利用料の支払いを怠るおそれがあるとき
 - ④ 当社がメーカー等から当該申込みに係るサービスの提供を受けられないとき
 - ⑤ 申込者が過去に当社等との契約に違反したことがあるとき
 - ⑥ 第 1 2 条、第 1 3 条および第 1 5 条の保証、表明に反する事実があり、又は確約に反する行為があったとき
 - ⑦ 前各号のほか、当社が利用契約の締結が不適當であると判断したとき

3. 当社は、本規約に記載されていない事項については、何ら責任を負いません
4. 利用変更契約は、申込者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社が承諾したときに成立します。なお、申込者が利用申込書を当社に提出した時点で、当社は、申込者が本規約の内容を全て承諾しているものとみなします。

第4条（プラン）

本サービスには、次のプランがあります。

- (1) Starter プラン（以下「Starter」といいます。）
 - (2) Core プラン（以下「Core」といいます。）
 - (3) Complete プラン（以下「Complete」といいます。）
2. 各プランの内容は、別紙 1 料金表 に記載のとおりとします。

第5条（利用期間）

本サービスの利用期間は、申込書に記載された開通希望日の翌月 1 日（開通希望日が 1 日の場合も同様）を利用開始日とし、契約者から解約申込書が提出されない限り、以降継続して期間が自動延長されるものとします。

2. 最低利用期間は 1 年間とし、その起算日は、利用開始日とします。
なお、最低利用期間内に次条規定の契約内容の変更により利用料金の増減が生じた場合も、起算日は利用開始日とします。（変更が生じた日からの再起算ではなく利用開始日からの起算）

第6条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について利用契約内容の変更を請求することが出来るものとします。

- (1) プラン（Starter への変更を除きます。）
 - (2) Mobility デバイスライセンス数
 - (3) ログ保存期間（プランを Complete とする利用契約に限ります。）
 - (4) Mobility サーバー帯域（プランを Starter とする利用契約を除きます。）
 - (5) アクセス回線接続帯域（プランを Starter とする利用契約内での変更は、50M と 100M 間の変更に限ります。）
 - (6) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社等が指定する事項
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 3 条の規定に準じて取り扱います。

第7条（契約者が行う解約）

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、そのことを解約希望日の 60 日前までに、当社へ書面により通知していただきます。

2. 前項で規定する日までに通知しただけなかった場合は、解約希望日を含む月の翌月分の利用料金が生じる場合がございます。

第8条（利用料金）

本サービスの利用料金は、利用申込書記載のとおりとします。

なお、標準的な料金表は別紙 1 のとおりです。

2. 利用料金の支払い義務について、初期費用は、当サービスの申込みを当社が承諾した時点で、月額費用は当サービスの利用開始日に、それぞれ発生するものとします。
なお、変更申込の場合の支払い義務については、一時費用は、変更申込を当社が承諾した時点で、月額費用は、変更が反映された日から、それぞれ発生するものとします。
3. 契約者は、利用申込書記載の利用料金及びこれに対する消費税等を、当社が定める期日までに、当社指定の金融機関の口座に振り込み支払うか、当社が別途指定する収納委託会社を通じて契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。なお、支払期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日を支払期限とします。
4. 振込手数料等の支払いに要する費用は、契約者の負担とします。
5. 契約者は、利用契約により生じる債務の支払いを怠ったときは、当社に対し、支払期限の翌日から支払い済みまで年 14. 6%の遅延損害金を支払うものとします。
6. 契約者は、中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたとしても、当社に対し、利用料の減免を求めることはできません。
7. 料金等については、当社が契約者に提示している見積書を適用します。尚、見積書に定めのない事項については、本規約の規定を適用します。
8. 月額費用の計算方法は、歴月に従って計算します。なお、歴月の初日以外の日に当サービスの変更等により月額費用の額が増加又は減少したときは、月額費用をその利用日数に応じて日割りします。ただし解約の場合はこの限りではない。
9. 料金の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
10. 契約期間中の解約が発生した場合において、いかなる理由においても当社は契約者へ残月分の返金をしません。
11. 第 5 条第 2 項に定める最低利用期間内に解約が生じた時は、残余の期間に相当する額を一括して支払っていただきます。

第 9 条（問合せ窓口）

利用契約および本サービスに関する当社の問合せ窓口及び受付時間などは次のとおりとします。

① 利用契約に関する問合せ窓口

法人営業部

電話：092-981-7577 受付時間 平日 9 時～17 時 50 分

WEB <https://www.qtpo.jp/contact/> 受付時間 24 時間 365 日

② 本サービスに関する問合せ窓口

ア. サービス内容に関する問合せ窓口

① に同じ（法人営業部）

イ. サービスの不具合（障害・保守運用）に関する問合せ窓口

サービスオペレーションセンター（略称：SOC） 24 時間 365 日

電話：0120-08-7575

2. 契約者は、当社に対し、前項記載の問合せ窓口以外、受付時間外の間い合わせ対応を求めることはできないものとします。

第 10 条（遵守事項等）

契約者は、本規約及び利用契約が定めるもののほか、メーカー等が定める『個別規程 III フレックスモビリティサービス/ZTNA』等（以下「提供元規約等」といいます。）を遵守しなければなりません。ただし、本規約と提供元規約等に齟齬があった場合は本規約が優先されます。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたって必要となる機器、通信環境などの利用環境を自らの負担で用意しなければなりません。また、本サービスの利用のために必要な機器（モビリティコンソール等）の設置、設置作業等には無償で協力しなければなりません。（設置場所、電源の提供を含む）
3. 契約者は、商号又は名称、本店所在地又は住所、連絡窓口その他の利用申込書に記載した契約者にかかる事項を変更する場合には、変更予定日の 1 ヶ月前までに当社所定の申込書にて通知しなければなりません。
4. 契約者は、予め当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保供与等をしてはならないものとします。
5. 契約者は、本サービスに関するソフトウェア、コンテンツ等を、複製、翻案、公衆送信、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等しないものとします。
6. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービスを第三者に転売、再販売等しないものとします。
7. 契約者は、本サービスの利用に関して提供、伝送するデータ等についてのバックアップが必要な場合は、自らの責任で同一データ等をバックアップとして保存しておかなければならないものとします。
8. 契約者は、当社およびメーカー等から ID、パスワード等の発行を受けた場合には ID、パスワード等を紛失、漏洩等しないように厳重に管理しなければなりません。
9. 契約者は、第三者（契約者が利用を許諾した従業員等を含む。）との間で生じた紛争（当社等の責に帰すべき事由により生じたものを除く。）については、自己の責任と費用をもって処理、解決、賠償しなければなりません。

第 11 条（サービスの提供）

当社が提供する本サービスの提供内容は、メーカー等が本サービスに関して別に定めた仕様を含みます。

2. メーカー等が前項の仕様を変更した場合には、本サービスの提供内容も自動的に変更されます。なお、当社は、原則として、仕様の変更については契約者に対して通知をしません。
3. 第 1 項および前項に定める仕様のうち、当社が別に定める仕様については、契約者の要望に応じて、当社が指定する方法にて閲覧に供します。
4. 当社は、都合により、本サービスの提供を中断することができるものとします。
5. 当社は、契約者が利用料金の支払いを怠った場合等本規約又は利用契約に違反した場合には、何らの通知・催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止することができるものとします。
6. 当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、第三者に再委託することがあります。

第 12 条（機密保持）

当社又は契約者は、利用契約に関して知り得た相手方の機密情報を、利用契約の目的の範囲内に限って使用し、紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等がないよう善良な管理者の注意をもって管理し、また、次の各号のいずれかに該当するものを除き第三者に開示してはならないものとします。

- ① 開示時点ですでに公知となっていたもの
- ② 開示時点で正当な権利に基づいて取得していたもの
- ③ 開示後、自らの責に帰することなく公知となったもの

第 13 条（解除）

当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知・催告を要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき
 - ③ 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき
 - ④ 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑤ 営業停止処分等を受けたとき
 - ⑥ 第 15 条の保証、表明に反する事実があり、又は確約に反する行為があったとき
 - ⑦ 利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
2. 当社又は契約者は、前項各号に該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに弁済しなければなりません。
 3. 当社は、第 1 項により利用契約を解除した場合、契約者に対し、解除により生じた損害を請求することができます。
 4. 当社は、メーカーとの契約の終了等により本サービスの全部又は一部の提供が困難となった場合、書面により通知することにより、利用契約の全部又は一部を中途解約することができます。
なお、書面による通知は、3ヶ月前通知を目標として可能な限り早く実施できるように努めます。

第 14 条（免責）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約又は利用契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は利用申込書記載の利用料金の額を超えないものとします。なお、当社は、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、一切賠償責任を負わないものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が賠償責任を負う金額は、本サービスに関する提供元規約等により

メーカーが提供先に対して負う賠償責任の金額を超えることはありません。

3. 前 2 項にかかわらず、次の各号の損害については、当社は一切の責任を負いません。
 - ① 契約者の利用環境により生じた損害
 - ② 契約者又は契約者が利用を許諾した従業員等の不正な行為により生じた損害
 - ③ 地震、台風、洪水等の自然災害、戦争、暴動その他の不可抗力により生じた損害
 - ④ 第三者からの不正な攻撃により生じた損害
 - ⑤ 本サービスの利用に関して提供、伝送するデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して生じた損害
 - ⑥ 第 11 条第 2 項ないし第 4 項の本サービスの仕様変更、中断、停止等により生じた損害
 - ⑦ 第 13 条第 1 項の解除又は解約により生じた損害
 - ⑧ 前各号のほか、本サービスに関する提供元規約等が免責事項として掲げているものに関する損害
4. 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。
 - ① 常に利用可能であること
 - ② その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 15 条（反社会的勢力の排除）

当社及び契約者は、自己又は自己の代表者、役員、主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）若しくは自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が暴力団関係者（東京都暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に現在及び将来にわたり該当しないことを表明し、保証する。

2. 当社及び契約者は、暴力団関係者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - ① 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
 - ② 他の当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ③ 他の当事者の業務を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、第三者（以下「委託先等」という。）と下請又は再委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合は、委託先等に前二項を遵守させるものとし、委託先等が暴力団関係者であることが判明した場合は、直ちに他の当事者にその事実を報告し、他の当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、当該関連契約を解除するなど、暴力団関係者との関係を遮断するために必要な措置をとるよう求めることができる。
4. 当社及び契約者は、他の当事者が暴力団関係者に該当することが判明し、又は、本条（反社会的勢力の排除）第 2 項若しくは第 3 項に違反した場合には、何らの催告を要せず、本件取引に関連する一切の交渉を打ち切り、本契約の当事者の全員又は一部の間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づく解除権を行使した当事者はその被った損害について本項に該当することにより解除権を行使された当事者（以下「被解除当事者」という。）に対し損害賠償を請求することを妨げられず、また、当該解除権を行使したことにより被解除当事者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 16 条（終了後の措置）

契約者は、利用契約が終了した場合、利用契約に関して当社等から提供を受けた機器、ソフトウェア、資料等の一切を直ちに当社の指示に従い返還又は消去しなければならないものとします。

第 17 条（専属的合意管轄）

本規約及び利用契約に関する紛争については、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（準拠法）

本規約及び利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 19 条（契約者情報の取扱い）

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、本サービスの提供先の設備又は工事・設定に関する情報、契約者の顧客情報等の情報を、当社又はメーカー等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、設定、料金の適用又は料金の請求その他の当社の利用規約又はメーカー等が別に定める規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社等の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第 20 条（その他）

本規約及び利用契約は、その一部が無効である場合でも、無効部分以外の有効性には影響がないものとします。

2. 第 12 条、第 14 条、第 15 条及び前条の規定については、利用契約終了後もなお効力を有するものとします。
3. 本サービス固有の制限事項について別紙 2 の通り規定しており、契約者はこれに従うものとします。

2021 年 9 月 1 日 制定
2022 年 5 月 9 日 改訂

別紙1 料金表

1. プランについて

本サービスには次のプランがあります。

プラン	内容
Starter	以下に該当するもの ・デバイスライセンス数は 100 から 500 の範囲で指定可能 ・Mobility サーバー帯域は 100M 固定 ・アクセス回線接続帯域は、50M 又は 100M から指定可能
Core	以下に該当するもの ・デバイスライセンス数は 100 から 60,000 の範囲で指定可能 ・Mobility サーバー帯域およびアクセス回線接続帯域は 200M から 2G の範囲で指定可能
Complete	以下に該当するもの ・デバイスライセンス数は 100 から 60,000 の範囲で指定可能 ・Mobility サーバー帯域およびアクセス回線接続帯域は 200M から 2G の範囲で指定可能 ・可視化ログ保管期間は 90 日/180 日/360 日 から指定可能

2. 標準サービス

(1) 月額費用

① Mobility デバイスライセンス

(単位：円/月)

プラン		品目	提供価格 (1ライセンス当たり)
Starter		100~500 ライセンス	500
Core		100~1,000 ライセンス	800
		1,001~3,000 ライセンス	700
		3,001~6,000 ライセンス	600
		6,001~10,000 ライセンス	500
		10,001~60,000 ライセンス	400
Complete	可視化ログ保管期間 90 日	100~1,000 ライセンス	1,330
		1,001~3,000 ライセンス	1,190

		3,001~6,000 ライセンス	1,050
		6,001~10,000 ライセンス	910
		10,001~60,000 ライセンス	770
	可視化ログ保 存期間 180 日	100~1,000 ライセンス	1,540
		1,001~3,000 ライセンス	1,400
		3,001~6,000 ライセンス	1,260
		6,001~10,000 ライセンス	1,120
		10,001~60,000 ライセンス	980
	可視化ログ保 存期間 360 日	100~1,000 ライセンス	1,960
		1,001~3,000 ライセンス	1,820
		3,001~6,000 ライセンス	1,680
		6,001~10,000 ライセンス	1,540
		10,001~60,000 ライセンス	1,400

※ 50 ライセンス単位でのご提供 (101 ライセンス必要な場合は 150 ライセンス分の料金適用となります)

② Mobility サーバー帯域

(単位：円/月)

プラン	品目	提供価格
Starter	100M	150,000
Core	200M	400,000
	300M	450,000
	400M	500,000
	500M	550,000
	600M	600,000
	700M	650,000
	800M	700,000
	900M	750,000
	1G	800,000
	2G	1,400,000
Complete	200M	440,000
	300M	490,000
	400M	540,000
	500M	590,000
	600M	640,000
	700M	690,000
	800M	740,000
	900M	790,000
	1G	840,000
	2G	1,440,000

③ アクセス回線接続帯域 (単位：円/月)

プラン	品目	提供価格
全プラン共通 (Starter は 50M および 100M のみ選択可能)	50M	85,000
	100M	97,000
	200M	139,000
	300M	162,000
	400M	186,000
	500M	210,000
	600M	234,000
	700M	258,000
	800M	281,000
	900M	305,000
	1G	329,000
	2G	596,000

(2) 初期費用 (変更に伴う一時費用 (変更費用) を含む)

① Mobility デバイスライセンス (単位：円)

プラン	項目	提供価格
全プラン共通	新規	0
	変更 (ライセンス数増減) *	0

② Mobility サーバー帯域 (単位：円)

プラン	項目	提供価格
全プラン共通	新規	350,000
	変更 (帯域幅増減) *	0

*Starter は 100M 固定のため変更が生じない

③ アクセス回線接続帯域 (単位：円)

プラン	項目	提供価格
全プラン共通	新規	75,000
	変更 (帯域幅増減)	25,000

④ プラン変更 (単位：円)

項目	提供価格
プラン変更*	0

*Core および Complete から Starter へはプラン変更不可のため対象外

(上記の場合は、解約/新規での取り扱いになるため、新規の際の費用が発生します)

3. オプションサービス

(1) 月額費用

① マルチリージョン

(単位：円/月)

プラン	品目	提供価格
Core,Complete 共通	200M	400,000
	300M	450,000
	400M	500,000
	500M	550,000
	600M	600,000
	700M	650,000
	800M	700,000
	900M	750,000
	1G	800,000
	2G	1,400,000

② 透過プロキシ

(単位：円/月)

プラン	品目	提供価格
Core,Complete 共通	-	50,000

※マルチリージョンオプション利用で且つ透過プロキシ利用の場合は、50,000 円×2 契約となります。

(2) 初期費用 (変更に伴う一時費用 (変更費用) を含む)

① マルチリージョン

(単位：円)

プラン	項目	提供価格
Core,Complete 共通	新規	150,000
	変更 (オプション申込 無し → 有り)	150,000
	変更 (オプション申込 有り → 無し)	150,000

② 透過プロキシ

(単位：円)

プラン	項目	提供価格
Core,Complete 共通	新規	30,000
	変更 (オプション申込 無し → 有り)	30,000
	変更 (オプション申込 有り → 無し)	30,000

※マルチリージョンオプション利用で且つ透過プロキシ利用の場合は、30,000 円×2 契約となります。

③ スポット対応

(単位：円)

プラン	項目	提供価格
Starter	導入支援	350,000
Core,Complete 共通	(ポリシー設定支援：ポリシー設計、コンソール設定、テスト、リモート支援他※別途リモート支援費セット含む)	820,000
全プラン共通	SE 導入支援 (スケジュール・課題管理、打合せ、要件ヒアリング他)	個別見積
	ドメインおよび DNS サーバーの IP アドレス変更	60,000

別紙 2 本サービス固有の制限事項等

1. IP アドレスの特定

- ① 本サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。
- ② 契約者が本サービス契約において使用する IP アドレスは、本サービス契約の内容に応じて当社又は契約者が指定します。
- ③ 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
- ④ ①項から前項までの IP アドレスは、RFC1918 で規定されたプライベート IP アドレス空間（10.0.0.0/8、72.16.0.0/12 または、192.168.0.0/16）から切り出した IP アドレスをご利用いただけます。

2. ライセンス数等の指定

QT PRO フレックスモビリティ :

契約者は、本サービス契約において、契約時に次の事項を指定するものとします。

- ① Mobility デバイスライセンス数（利用するデバイスライセンスの数を、100 ライセンスから 60,000 ライセンスの範囲で、50 ライセンス単位で指定するものとします。ただし、プランを Starter とする利用契約の場合は、100 から 500 ライセンスの範囲とします。）
- ② Mobility サーバー帯域の最大帯域幅（当社が定める範囲（別紙 1 料金表を参照）で指定するものとします。ただし、プランを Starter とする利用規約を除きます。）
- ③ アクセス回線接続帯域の最大帯域幅（当社が定める範囲（別紙 1 料金表を参照）で指定するものとします。）
- ④ リージョン（ゲートウェイ設備（利用者からのリモートアクセス VPN 接続を終端するゲートウェイ設備であって、当社等設備をいいます。）の終端場所を、当社が定める地域区分から指定するものとします。なお、特段の理由がない限り、地域区分は「西日本」を指定するものとします。）

3. 利用条件

- ① 契約者は本サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
 - (1) インターネットへの接続環境の用意
 - (2) 本サービスの運用ポリシーの決定
 - (3) 本サービスに接続するための通信環境として、当社が指定するものを別途契約する等、当社が指定する通信環境の用意
 - (4) 前 3 号の他当社が個別に指定するもの
- ② 前項第 3 号の通信環境が当社のサービスによらない場合、契約者は本サービスの提供に必要な通信環境の設定情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。
- ③ 第 1 項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には本サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

- ④ 第 1 項第 4 号で規定する当社が個別に指定するものに、ユーザ認証のために当社等の認証設備と連携するための設備（Microsoft Active Directory 等）を含みます。
- ⑤ 前項で規定する認証設備と連携するための設備（Microsoft Active Directory 等）は、シングルホーム構成であることを条件とします。
- ⑥ 当社等が指定する Mobility クライアント以外の他社 VPN ソフトウェアとの共存をサポートしておりませんので、Mobility クライアントをインストールする前に他社 VPN ソフトウェアをアンインストールしていただく必要があります。

4. 契約同時利用 Mobility デバイス数を超過した場合

契約者が契約同時利用 Mobility デバイス数を超過して本サービスを利用していることを当社等が検知した場合、当社は契約者に対して当該超過分に対応する費用を請求するものとし、契約者は当社に対して当該超過分に対応する費用を支払うものとし、

5. 保証の限定

契約者は、本サービスの利用によって次の事象が発生する可能性があること及び当社は当該事象について責任を負わないことに関し同意するものとします。

- ① 本サービスの設定変更により、リモートアクセス VPN 接続及び特定のホストへのアクセスが切断又は中断されること

6. 機能の制限

(ア) インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態（例：QT PRO マネージドセキュリティの UTM 機能等）により、本サービスに係る機能が制限されることがあります。

(イ) 契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、本サービスの提供ができない又は制限される場合があります。

7. メーカーの他サービスとの併用時における特則

契約者が、メーカーが指定するメーカーサービス（IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 以外）を併用している場合は、当社等は、当サービスを正常に行うため当サービスに関する設定を変更することがあります。なお、当該変更を行うにあたり、契約者に事前の通知を行うものとし、

附則

(実施期日)

本規約は、2021年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2022年5月9日から実施します。